

## 新規公開前に行われる不適切な自己募集を規制するための 「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について（案）

平成 22 年 6 月 10 日  
エクイティ委員会

### ・改正の趣旨

新規上場を予定している発行会社においては、通常、上場前に個人投資家に対して自己の発行する株券の勧誘行為を行うことはないものと考えられるが、法令諸規則において、明文上禁止されていないことから、発行会社による募集又は私募を装った未公開株詐欺事案が後を絶たない。

こうした事態を踏まえ、平成 21 年 9 月に自主規制会議の下部機関として設置した「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」において、発行会社自身による不適切な勧誘行為を排除するための協会規則を検討すべきとの提言がなされた。

当該報告書の提言を踏まえ、未上場会社が上場前に個人投資家を対象に勧誘行為を行っていた場合には上場できないことを明らかにするため、「有価証券の引受け等に関する規則」及び同細則の一部改正を行うこととする。

### ・改正の骨子

#### 1. 「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

未上場会社が上場前に自己の株券等について個人投資家に対し募集等を行っていた場合には、原則として、当該未上場会社の新規上場時の株券の募集又は売出しの引受けを禁止する。

（第 3 条の 2）

#### 2. 『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則』の一部改正について

適正な資本政策目的で行われたと考えられる株券等の募集等について、引受け禁止の適用除外として規定する。

（第 2 条）

### ・施行の時期

この改正は、平成 22 年 7 月 20 日から施行し、第 3 条の 2 の規定は、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる新規公開において行う株券の募集及び売出しから適用する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

募集期間：平成 22 年 6 月 10 日(木)から平成 22 年 7 月 1 日(木)17:00 まで(必着)

提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町 1 - 5 - 8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『有価証券の引受け等に関する規則』等の一部改正に対する意見」とし、  
次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

氏名又は名称

連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

意見の該当箇所

意見

理由

本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制 1 部 担当：内尾、齋藤（TEL 03-3667-8647）

以 上

**「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について（案）**

平成 22 年 6 月 10 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p align="center"><b>（新規公開時における株券の引受判断）</b></p> <p><b>第3条の2</b> <u>引受会員は、上場発行者以外の発行者が新規公開前に自己の株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券及び社債券について個人投資家に対して募集又は私募を行っていた場合には、細則に定めるときを除き、当該発行者が新規公開において行う株券の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。</u></p> <p align="center"><b>（この規則の一部の適用除外）</b></p> <p><b>第 38 条</b> 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1 ゝ （ 現 行 ど お り ）</p> <p>3</p> <p>4 株主割当増資における失権株に係る株券の募集 第20条、第22条及び第25条</p> <p>5 ゝ （ 現 行 ど お り ）</p> <p>8</p> <p align="center"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、平成 22 年 7 月 20 日から施行し、第 3 条の 2 の規定は、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる新規公開において行う株券の募集及び売出しから適用する。</p>	<p align="center">（ 新 設 ）</p> <p align="center"><b>（この規則の一部の適用除外）</b></p> <p><b>第 38 条</b> 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1 ゝ （ 省 略 ）</p> <p>3</p> <p>4 株主割当増資における失権株にかかる株券の募集 第20条、第22条及び第25条</p> <p>5 ゝ （ 省 略 ）</p> <p>8</p>

「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則の一部改正について（案）

平成 22 年 6 月 10 日

（下線部分変更）

改正案	現 行
<p><u>（新規公開時における引受禁止の適用除外）</u></p> <p><b>第 2 条</b> <u>規則第 3 条の 2 に規定する細則で定めるときは、次に掲げるときとする。</u></p> <p>1 <u>株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券及び社債券の募集につき有価証券届出書を提出していたとき。</u></p> <p>2 <u>株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券及び社債券を発行した時点において発行者が有価証券報告書を提出していたとき。</u></p> <p>3 <u>株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券及び社債券について発行者の株主、役員及びその親族並びに従業員及びその親族に対してのみ募集又は私募を行っていたとき。</u></p> <p>4 <u>その他本協会が第 1 号から第 3 号に準ずると認めるとき。</u></p> <p><b>第 3 条</b> （ 現行どおり ）</p> <p><b>第 18 条</b></p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、平成 22 年 7 月 20 日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる新規公開において行う株券の募集及び売出しから適用する。</p>	<p>（ 新 設 ）</p> <p><b>第 2 条</b> （ 省 略 ）</p> <p><b>第 17 条</b></p>